

国際条約による証書に 関する規則

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 15 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

2023 年 6 月 30 日 規則 第 15 号

国際条約による証書に関する規則の一部を改正する規則

「国際条約による証書に関する規則」の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 条約証書の交付を受けようとする者は、所定の~~条約証書交付等~~申込書
(Form-4A) に次に掲げる書類を添えて本会に提出しなければならない。
船舶検査証書及び船舶検査報告書又は臨時航行許可書

第七条を次のように改める。

第七条 船舶所有者は、条約証書の記載事項を変更しようとする場合又はその変更
を生じた場合には、すみやかに、~~条約証書書換~~申込書 (Form-4A) に当該条約
証書、船舶検査証書及び船舶検査報告書を添えて本会に提出し、その書換えを
受けなければならない。

第八条を次のように改める。

第八条 船舶所有者は、条約証書を滅失し、又はき損した場合には、~~条約証書再交
付~~申込書 (Form-4A) に当該条約証書（き損した場合に限る。）並びに船舶検
査証書及び船舶検査報告書又は臨時航行許可証を添えて本会に提出し、その再
交付を受けることができる。

附 則

1. この規則は、2023 年 6 月 30 日から施行する。